

教師に求められる能力の何が身についたのか

保健体育講座・糸岡 夕里

1. 保健体育科教育法Ⅳの位置づけ

「保健体育科教育法Ⅳ」の授業は、中学校・高等学校教諭一種免許状（保健体育）を取得するために必要な科目であり、保健体育科教育の目標・内容・方法を総合的に学ぶ。3年後期に開講されており、受講生の多くは、2年前期に「保健体育科教育法Ⅰ」、2年後期に「保健体育科教育法Ⅱ」、3年前期に「保健体育科教育法Ⅲ」の単位を修得している。なお、保健体育は保健授業と体育授業の2つの内容に大きく分かれるため、保健授業については「保健体育科教育法Ⅱ」で、体育授業については「保健体育科教育法Ⅰ」および「保健体育科教育法Ⅲ」で学ぶ。

ここで対象とした「保健体育科教育法Ⅳ」は、それを受け、保健授業について前半5時間、体育授業について後半10時間設定しており、後半10時間の体育授業について報告する。

また、この授業は、すでに教育実習を経験した学校教育教員養成課程の学生と教育実習を経験していないスポーツ健康科学課程の学生とが一緒に履修することが特徴である。そのため、授業の1時間目では、教育実習の振り返りを通して、教育実習を経験した学生の課題意識を受講生全員で共有し、教育実習を臨むにあたっての心構えや課題を明確にすることをねらいとしている。

なお、受講生は26名であった。

【保健体育科教育法Ⅳの目的】

本授業では、授業づくりや授業実践の体験を踏まえながら、よい授業を実現するための教材研究や授業改善のための授業研究の方法を身につける。

【保健体育科教育法Ⅳの到達目標】

- (1) 単元計画を作成することの意義について説明できる
- (2) 教材研究の意義や方法について具体的に説明できる

- (3) 体育授業（模擬授業）の問題点を指摘し、その改善案を具体的に提案できる

【授業の概要】

ここでは、後半10時間で実施した体育授業について報告する。表1は、授業展開について示した。

受講生は、「保健体育科教育法Ⅰ」の授業において模擬授業を経験していることから、1時間の授業の進め方については理解している。そこで本授業では、体育授業の単元としての考え方を理解すること（到達目標1）をねらいとして、1グループ3名とし、グループで単元計画を作成し、その一部（20分）を実施するマイクロティーチングを行うこととした。

なお、マイクロティーチング対象とする学年や領域は各グループが自由に選択できることとした。また、グループ分けに関しては、3名のうち1名は、教育実習経験のある学生となるようにした。

表1 体育授業（後半10時間）の授業展開

回	日付	内容
1	11/30	体育の単元計画
2	12/7	教材研究とは？
3	12/14	教材研究①
4	12/21	教材研究②
5	1/11	マイクロティーチング①
6	1/18	マイクロティーチング②
7	1/25	マイクロティーチング③
8	2/1	中間振り返り (ネット型ゲームの教材化)
9	2/8	マイクロティーチング④
10	2/15	マイクロティーチング⑤、まとめ

この授業では特に、教材研究の方法について理解すること（到達目標 2）をねらいとしていることから、各グループが担当するマイクロティーチングの実施前に指導案を提出し、筆者の指導の下、①単元目標は何か、②マイクロティーチングで何を教えるのか（ねらいの明確化）、③どのように教えるのか（意欲喚起の工夫）、といった 3 視点において再検討するための授業時間外学習を設定した。

体育授業では、学習者は身体的活動が主となるため、活動内容の説明のみにとどまり、そこで何を教えたいのかが曖昧なままに授業が実施されることが少なくない。そこで、上記 3 つの視点をふまえ、学習者に予想されるつまずきや実現したい学習者の姿を具体的に説明できるよう指導した。

また、マイクロティーチングのふり返りの時間においても教材の視点について意見できるように指導した（到達目標 3）。

2. 授業評価法

最後のまとめの時間に、『①授業を計画する段階、②授業を実施する段階、の 2 点において留意すべき事項を箇条書きして下さい』というレポート課題を提出した。

ここでは、このレポートで記述された内容をまとめることとした。

3. 授業評価結果

以下は、多くの学生が記述していた内容を「①授業を計画する段階」「②授業を実施する段階」の段階別にまとめたものである。

教材の視点についての留意すべき事項が多く記述されていたことから、この授業の達成度は概ね満足できるものであったといえることができる。

【①授業を計画する段階】

- 学習指導要領をふまえた目標を設定できているか
- 学習者のレディネスを把握できているか
- 何を、どのように教えるのか
- 「できる」「わかる」「かかわる」を保障できる教材であるか
- 指導する内容を評価できるか
- スモールステップが設定されているか
- 予想される学習者のつまずきをまとめているか

【②授業を実施する段階】

- 学習者のつまずきに対する指導ができるか
- 視覚的にわかりやすい情報が提供できているか
- 学習者の成果が目に見える工夫ができているか
- 運動学習場面を十分に確保できているか
- 一人ひとりにかかわることができるか

4. 今後の見通し

本報告では、体育授業における単元としての考え方（到達目標 1）や教材研究の意義（到達目標 2）を到達目標として実施した「保健体育科教育法Ⅳ」の授業において、受講した学生が実際に何を身につけたのかを明らかにするために、『①授業を計画する段階、②授業を実施する段階、の 2 点において留意すべき事項を箇条書きして下さい』という課題に対して記述を求めた。

その結果より、一定の達成度が確認できたといえることができる。

今後は、学生のレポート課題から記述された内容をさらに整理し、教育実習の事前指導の際に、活用できるようなチェックリストを作成する予定である。

また、今回は「保健体育科教育法Ⅳ」のみの実施であったが、体育授業について取り扱う「保健体育科教育法Ⅲ」「保健体育科教育法Ⅳ」においても、同様のレポート課題を提出し、それらの内容をまとめることで、各授業の達成度やつながりを明確にすることができると考えられる。

説明責任が問われたのは一昔前のことであり、今日、結果責任が問われている。すべての授業に共通していえることであるが、特に教員免許状にかかわった授業においては、学生に何が身についたのかを明確にしていくことが求められている。

学生が身につけた能力を明確にすることができれば、教育実習先での指導教員との連携が、より円滑となり、学生指導も効率的となることが期待できる。

そのために、今回得られた結果を手がかりに、各授業のルーブリック評価として活用できるように整理していくことが今後の課題である。